

「国道57号中九州横断道路（大津町～熊本市）環境影響評価書」に対する環境大臣意見

国道57号中九州横断道路（大津町～熊本市）（以下「本事業」という。）は、熊本県熊本市と大分県大分市を結ぶ中九州横断道路の一部区間を整備する事業である。本路線は、大分県と熊本県の交流を促進するとともに、沿線地域の産業発展、地域活性化、大規模災害時等における救助・救急活動、広域的な物資輸送の円滑化等に寄与することを目的に計画されている。

対象事業実施区域及びその周辺の地域は、熊本平野及び周辺台地部に位置し、主に農用地として利用されるとともに、住居等保全対象が立地している。

今後、本事業の実施に当たって、環境への影響が最小限となるよう、次の措置を適切に講ずるとともに、その旨を補正後の評価書に適切に記載されたい。また、本事業において実施予定の法面等の緑化や温暖化対策等について適切に対応されたい。

## 1．総論

### （1）環境保全措置の具体化

今後の詳細な設計及び事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、専門家等の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。

### （2）地域住民等への丁寧な説明

本事業は、市街地周辺において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、工事説明会等の場を活用して、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。

## 2．各論

### （1）騒音について

本事業の対象道路に設置する遮音壁は、住居等保全対象の立地状況を踏まえ、当該路線の環境基準の達成に必要な区間及び設計とすること。

### （2）廃棄物等について

#### ア．廃棄物の再生利用及び適正処理の推進

工事に伴い発生する廃棄物については、再生利用を図るとともに、工事着手までに、できる限り、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を適正に処理すること。

#### イ．建設発生土の現場利用の推進及び適切な管理

建設発生土については、現場での利用を推進すること。また、建設発生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定に当たり、周辺の生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避するとともに、仮置場までの適切な運搬及び仮置場にお

ける適切な管理を図り、建設発生土の飛散及び流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) その他について

盛土工事に必要な土砂の確保及び運搬においては、近隣の公共工事における建設発生土等を最大限活用するとともに、本事業の盛土工事の平準化や輸送の効率化等を検討できるよう、具体的な計画を策定し、進めること。